

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目次

○ 福島県監査委員
監査公表

福島県監査委員

監査公表第10号

平成30年2月13日監査公表第1号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会教育長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成30年5月11日

福島県監査委員 長 尾 トモ子
福島県監査委員 古 市 三 久
福島県監査委員 美 馬 武千代
福島県監査委員 菅 家 惣一郎

29教財第1195号
平成30年3月22日

福島県監査委員 長 尾 トモ子
福島県監査委員 古 市 三 久 様
福島県監査委員 美 馬 武千代
福島県監査委員 菅 家 惣一郎

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一 閣

定期監査に係る措置状況について（通知）

平成30年2月1日付け29福監第262号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

（別紙）

定期監査に係る措置状況について

監査対象機関 相馬高等学校
監査対象年度 平成28年度
監査実施年月日 平成30年1月17日

指 摘 事 項	措 置 状 況
「指摘事項」	

高等学校等就学支援金の受給資格認定における支給要件の確認事務に適正を欠き、授業料を誤って徴収しているものがある。

「事実」

高等学校等就学支援金の受給資格認定のための支給要件の確認事務において、本来、減免後の市町村民税所得割額で受給資格を確認すべきところ、平成28年度入学の生徒1名については当該額の記載を見落とし、減免前の市町村民税所得割額で確認したため、受給資格が不認定とされた。その結果、本来、徴収不要であった授業料を、平成28年4月から平成29年6月までの15か月分計148,500円を誤って徴収した。

なお、当該事実が判明した後、平成29年9月に過徴収となっていた授業料を全額返還した。

「是正・改善等の意見」

高等学校等就学支援金の受給資格認定における支給要件の確認事務及びそれに伴う授業料の調定事務については、関係規程に基づき適正に行うこと。

平成29年7月31日に当該保護者に経緯を説明の上、謝罪を行い、平成29年9月29日までに誤って徴収した授業料148,500円を返還しました。

今後、高等学校等就学支援金の受給資格認定における支給要件の確認については、チェックリストを作成し、減免後の市町村民税所得割額の見落とし等がないよう十分に注意するとともに、管理職による確認の徹底を図ることにより、再発防止に努めてまいります。

(監査総務課)